

研修に参加する上で必要な障害者への合理的配慮についての提案

当事者エンパワメントネットワーク

中西正司

講座について

- ① 講座(講義)はすべてビデオ鑑賞、感想文を書くことによって講座(講義)受講免除。グループワークの際には合理的配慮を整備すること。演習などのグループワークで書き込む必要があるものは、全て事前に提示し、準備をして臨めるようにする。ホワイトボードなどに書き込む演習などの時にも情報保障をしっかりとる。
- ② 主催者等より呼吸器の警告音、途中退席、会議の中断があることを参加者に周知する。
- ③ 1時間に1回程度、十分な休憩時間を用意する。
- ④ 発言に時間がかかるので持ち時間を設ける。

情報保障について

- ⑤ ビデオは副音声付き、字幕あるいは手話動画も必要とする。資料の点字及びテキストデータ、ルビ付きを用意する。手話・要約筆記などの同時通訳者、補聴援助システム、代筆・代読要員、呼吸器の電源の確保場所を用意する。
- ⑥ 通訳介助は、本人の要請に従い用意する。
- ⑦ 「もう一度言ってください」「ゆっくり話してください」「はい」「いいえ」などのカード(イエローカードや絵のカードなど)を用意する
- ⑧ コミュニケーション支援が必要な受講者の場合、必要に応じ発言を介助者が通訳する。挙手は介助者が行い介助者の発言を当事者の発言として認める。

会場について

- ⑨ 建物のバリアフリー、車いすトイレのあるところ。
- ⑩ 会場内の温度調整に気をつける。
- ⑪ 駐車場の用意をする。

介助者について

- ⑫ 知的障害者のサポーターを介助者同等に扱う。
- ⑬ 精神障害者の介助同行を認める。
- ⑭ 必要な身体介助ができるように介助者の入室・滞在を認める。
- ⑮ 介助者交代をスムーズにできるようにする。

証明書について

- ⑯ 原則4 2時間受講者と合理的配慮を受けた障害者受講者は同等の国家資格を受けるものとする。
- ⑰ 合理的配慮を受けたことを資格証明書に記載しない。